

半田市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員に委任し、さらに、当該出納員をして、当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任したので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

令和8年4月15日

半田市長 久世 孝宏